

佐賀県規則第46号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和37年佐賀県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第5（第7条関係） 現業職給料表昇格時号給対応表					別表第5（第7条関係） 現業職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
略					略				
38	2	<u>30</u>	10	17	38	2	<u>29</u>	10	17
39	3	<u>31</u>	11	18	39	3	<u>30</u>	11	18
40	4	<u>32</u>	12	18	40	4	<u>30</u>	12	18
41	5	<u>33</u>	13	19	41	5	<u>31</u>	13	19
42	6	<u>33</u>	14	19	42	6	<u>31</u>	14	19
43	7	<u>34</u>	15	20	43	7	<u>32</u>	15	20
44	8	<u>34</u>	16	20	44	8	<u>32</u>	16	20
45	9	<u>35</u>	17	21	45	9	<u>33</u>	17	21
46	10	<u>35</u>	18	22	46	10	<u>34</u>	18	22
47	11	<u>36</u>	19	23	47	11	<u>35</u>	19	23
略					略				
別表第6（第7条の3関係） 現業職給料表降格時号給対応表					別表第6（第7条の3関係） 現業職給料表降格時号給対応表				

改正前					改正後				
降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級		1級	2級	3級	4級
略					略				
29	65	<u>37</u>	57	59	29	65	<u>38</u>	57	59
30	66	<u>38</u>	58	62	30	66	<u>40</u>	58	62
31	67	<u>39</u>	59	65	31	67	<u>42</u>	59	65
32	68	<u>40</u>	60	68	32	68	<u>44</u>	60	68
33	69	<u>42</u>	61	71	33	69	<u>45</u>	61	71
34	70	<u>44</u>	62	74	34	70	<u>46</u>	62	74
35	71	<u>46</u>	63	77	35	71	<u>47</u>	63	77
略					略				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。